

パブリックコメントの意見概要と見解

対象案件：次期ごみ処理施設整備基本計画
 実施期間：令和8年1月13日から令和8年2月6日まで
 意見数：1人、1件

| | |
|-------------------------------|-----------------------|
| 提出意見に対する小野加東加西環境施設事務組合の考え方の区分 | |
| A：意見を反映し修正した | B：意見を一部反映し、案を修正した |
| C：案を修正しなかった | D：その他（感想、この案件以外への意見等） |

| No. | 章 | 頁 | 意見の概要 | 組合の考え方 | 区分 |
|-----|----|----|--|--|----|
| 1 | 12 | 77 | <p>P.77の第12章 附帯施設計画について、詳細な検討はこれからだと思いますが、加東市（民）の利用は、小野市（民）に比べて公平になされる計画なのでしょうか。</p> <p>所在地が小野市ですから、小野市（民）が使いやすいとは思いますが、仮に余熱利用施設の利用料が小野市民と加東市民では異なる計画であれば、そのような施設は必要ないと思いますし、災害廃棄物ストックヤードが災害時に加東市は利用できない、小野市しか利用できない施設なのであれば、そのような施設を整備する必要はないと思います。</p> | <p>計画する附帯施設については、基本理念である「地域に親しまれ、開かれた施設」となるために必要な施設と考えています。また、余熱利用施設は基本方針④「エネルギーと資源を有効活用した脱炭素化促進施設」を、災害廃棄物ストックヤード（芝生広場）は基本方針③「地域の核となる防災拠点施設」を達成するためにも必要であり、両施設とも基本方針②「地域住民開かれた施設」の実現に寄与するものと考えております。</p> <p>しかしながら、現段階ではいずれも具体的な整備内容については決まっておらず、今後、管理・運営方法を含めた詳細内容を検討してまいります。</p> <p>なお、災害廃棄物ストックヤードについては小野市、加東市、加西市の各市災害廃棄物処理計画に基づき、各市が設置する仮置き場で選別を行った後、次期ごみ処理施設で処理を行う災害廃棄物を貯留することを目的としており、市民の皆様が直接災害廃棄物を搬入することは想定しておりません。</p> <p>次期ごみ処理施設整備のご意見として承ります。</p> | D |